平成３０年（フ）第１９６４号
大阪市西区土佐堀１丁目５番15―713号、前住所大阪市西区立売堀６丁目７番50―713号
債務者　清本裕可こと　鄭　　裕可
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９７８号
大阪府豊中市長興寺南４丁目８番10―301号
債務者　吉岡　孝俊
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１０７号
大阪府交野市星田７丁目44番19号
債務者　河津　圭祐
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２６７号
大阪市平野区平野西３丁目９番７号　402
債務者　寺内　和磨
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３１７号
大阪市鶴見区浜５丁目６番26―1003号
債務者　西口　鮎美（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６３号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地10棟505号
債務者　関原　　綾
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
熊本県菊池市七城町瀬戸口59番地
債務者　毛塚　辰夫
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
熊本県菊池市七城町瀬戸口59番地
債務者　毛塚　友江
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第７４３号
横浜市南区唐沢18番地　ガーデニアタウンハウスＣ棟
債務者　河原　寿行
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８３号
横浜市港南区芹が谷１丁目11番２―108号
債務者　関本　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８４７号
横浜市都筑区すみれが丘37番地33　カーサフローレンス205号室
債務者　鈴木　將介
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０３１号
神奈川県大和市上和田57番地　クレールメゾン桜ケ丘202
債務者　井上　マリ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２２３号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目16番地の13　サンカーサ湘南台101
債務者　山田　七枝
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９２号
横浜市港北区綱島西２丁目23番33号　クレールメゾンⅡ　201号
債務者　上野紗弥香
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部